

千葉県立船橋高等学校同窓会補助金等の交付に関する規則

令和7年8月3日

(目的)

第1条 この規則は、補助金等の交付に関する基本的な事項を定めることにより、予算の執行及び交付の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、用語の意義は、次に定めるところによる。

- 2 補助金等 千葉県立船橋高等学校同窓会（以下「同窓会」という。）が千葉県立船橋高等学校同窓会会則（以下「会則」という。）第4条第1項に規定する会員（以下「会員」という。）、千葉県立船橋高等学校（以下「母校」という）及び母校在校生に対して交付する補助金をいう。
- 3 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業は次の各号の定めるところによる。
 - (1) 卒業年を一にする全日制または定時制の会員が開催する親睦会等の事業であって当該卒業年の会員すべてを対象とするもの（以下「同期会等事業」という）。ただし、会則第19条に定める会計年度（以下「会計年度」という）において1回のみのもを対象とする。
 - (2) 会則第17条に定める支部組織の他、別に定める細則に基づき会則第11条に規定する支部組織として認められた会員が組織する団体（以下「支部組織等」という）の行う通年の活動（以下「支部組織等活動」という。）であって、支出する会計年度の前年の支部組織等活動を対象とする。
 - (3) 母校の事務または事業、母校在校生が部活動で顕著な成績を残したもののまたは母校在校生の活動で顕著な成果または実績が認められるもの（以下「母校応援事業」という。）。)
 - (4) その他会長が必要と認めるもの（以下「その他の事業等」という。）。)

(交付申請)

第3条 次の各号に定める者（以下「申請者」という）が補助金等の交付を申請するものとする。

- (1) 同期会等事業は学年理事（会則に定める学年選出の理事）。
- (2) 支部組織等事業は支部組織等代表者。
- (3) 母校応援事業は母校学校長。
- (4) その他の事業等は会長が認める者。

第4条 前条の申請は補助金等交付申請書を提出するものとする。ただし、母校応援事業は「千葉県立船橋高等学校同総会 報奨規定」（平成14年制定）による。なお、会長は必要に応じ活動の詳細がわかる書類の添付を求めることができる。

(申請時期)

第5条 同期会等事業にあつては当該事業実施後に申請する。

- 2 支部組織等活動にあつては同窓会総会までに申請する。
- 3 母校応援事業及びその他の事業等にあつては必要の都度申請する。

(交付決定)

第6条 会長は、前条の規定による申請を受理したときは、目的及び内容を審査し、適切であると認められる場合に補助金等の交付決定をするものとする。

(交付)

第7条 会長は交付決定後速やかに交付し、交付後開催の総会に事業概要等を報告しなければならない。

(交付額)

第8条 交付額は次の各号に定める額とする。

- (1) 第2条第3項第1号に該当する事務または事業はあつては10,000円。
- (2) 第2条第3項第2号に該当する事務または事業はあつては10,000円。
- (3) 第2条第3項第3号に該当する事務または事業はあつては「千葉県立船橋高等学校同総会報奨規定」(平成14年制定)及び「一般会計における団体支出金の扱いについての変更」(平成19年制定)による額とする。母校応援事業は母校学校長。
- (4) 第2条第3項第4号に該当する事務または事業はあつては会長が必要と認める額とする。

(名簿の提供)

第9条 学年理事は同期会等事業を実施するにあたり住所等を確認するため同窓会の所有する会員名簿を必要とする場合、当該年次の学年名簿の提供を申し出ることができる。

- 2 学年理事は前項の申し出に基づき提供を受けた学年名簿を適切に管理しなければならない。
- 3 名簿の提供は提供を受けてから5年を経過しなければ新たに申し出することはできない。

(総会への報告)

第10条 本規則により申請のあった事業等については、会長は事業の概要を取りまとめ、提出のあった翌年度の総会に報告しなければならない。

(理事会の審議)

第11条 申請者は必要に応じ理事会及び総会において実施事業の概要を説明しなければならない。

- 2 第2条第3項第2号の団体にあつて代表等が会則で定める理事会へ出席するものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和7年度の事業から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則施行前になされた補助金等の申請、交付決定その他補助金等の交付に関する事項は、この規則の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

同期会等事業申請

様式は問いませんので下記事項を記載し、事業領収書の写しを添付し同窓会事務局へメール（funaobog@gmail.com）で申請してください。

- 1 千葉県立船橋高等学校同窓会長 宛
- 2 申請年月日
- 3 申請学年 年 3 月 卒
- 4 学年理事氏名（申請者）
- 5 同期会等事業実施年月日
- 6 事業内容
- 7 実施場所・会場
- 8 所在を把握している同期生数
- 9 当日参加者数

※事業の領収書は画像データ、PDF 等汎用データで添付して下さい。

OBOG会の届け出

今年度に会の届け出を受け付け、次年度以降に補助金を交付する。

千葉県立船橋高等学校同窓会補助金等の交付に関する規則第 2 条第 3 項第 2 号の対象事業は当面の間所謂部活動の OBOG 会を対象とする。この他、会則第 17 条の支部等にご相談ください。

様式は問いませんので下記事項を記載し、会の構成員名簿（卒業年度、氏名以外記載しないこと）の写しを添付し、同窓会事務局へメール（funaobog@gmail.com）で登録申請してください。

メール記載例

- 1 千葉県立船橋高等学校同窓会長 宛
- 2 申請年月日
- 3 支部組織等名称
- 4 支部組織等代表者氏名（申請者）
- 5 事務連絡等担当者がある場合は担当者氏名と連絡先（住所・電話・メールアドレス）
- 6 理事会、総会への出席予定者名と連絡先（住所・電話・メールアドレス）
- 7 支部組織の概要
- 8 対象者の範囲 記載例 ○○部の OBOG 等
- 8 活動の目的 記載例 OBOG の親睦、母校 ○○部 への支援等
- 9 活動の概要 記載例 総会、懇親会等具体的な活動内容

※申請年度構成員名簿（卒業年度、氏名）を添付する。